

## 鳥取市自転車通学用ヘルメット購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市自転車通学用ヘルメット購入費補助金(以下「補助金」という。)について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「自転車通学用ヘルメット」とは、児童又は生徒が自転車により登下校する際に使用するためのヘルメットであって、一般財団法人製品安全協会が「SGマーク」として認定したものをいう。ただし、通学する学校において品目等が指定されている場合はその機種に限るものとする。

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、鳥取市内に居住し、鳥取市立中学校又は鳥取市立義務教育学校(6年生以上に限る。)への通学に際し学校から自転車通学による登下校を許可され、自転車通学用ヘルメットを現に購入した児童又は生徒の保護者とする。

### (補助対象回数)

第4条 補助金は、児童又は生徒1人につき1回限りとし、紛失・破損・盗難・転校等による再購入に対する補助は認めない。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、児童又は生徒1人につき1回1,500円とする。ただし、購入金額がこの金額を下回る場合は当該購入金額とする。

### (補助金の申請及び請求)

第6条 本補助金は規則第11条の2第1項の規定により、本補助金の交付の申請及び請求を併合して行うこととし、本補助金の交付の申請及び請求に係る申請書は、別記様式によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付の決定がされた場合に、当該交付の決定の日になされたものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、別記様式に自転車通学用ヘルメット購入に係る領収書を添えて、学校から自転車通学による登下校を許可された年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、転居等により自転車通学を許可された場合は、当該許可された日から1月以内に提出しなければならない。

(着手届)

第7条 本補助金に係る事業は、規則第10条第1項第3号に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しない。

(実績報告書)

第8条 本補助金に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出を要しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の補助金交付要綱の規定は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による申請の手続その他必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。